

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、本協定による事業（以下「事業」という。）を行うに当たっては、広島市個人情報保護条例その他個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、事業の実施に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。本協定が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(従事者の監督)

第3 乙は、事業に従事している者に対し、事業の実施に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。本協定が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第4 乙は、事業を行うために個人情報を収集するときは、当該事業の目的の範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外の利用及び提供の制限)

第5 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、事業の実施に関して知り得た個人情報を事業の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(再委託の禁止)

第6 乙は、事業を行うための個人情報を自ら取り扱うものとし、甲の承諾があるときを除き、第三者に取り扱わせてはならない。

(適正管理)

第7 乙は、事業の実施に関して知り得た個人情報の漏えい、改ざん、滅失及びき損等の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(作業場所以外での事業の禁止等)

第8 乙は、事業の作業場所を甲に報告するものとし、当該作業場所以外で事業を行ってはならない。また、甲が指定する場所又は当該作業場所以外に個人情報を持ち出してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第9 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、事業を行うために甲から提供を受け、又は自ら収集した個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還等)

第10 乙は、事業を行うために甲から提供を受、又は自ら収集した個人情報が記録された資料等を本協定の終了後又は解除後、直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、この限りでない。

(事故発生時における報告等)

第11 乙は、本協定に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがある場合は、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。本協定が終了し、又は解除された後においても同様とする。これらの場合において、乙は、甲から立入調査の実施を求められたときは、これに応ずるものとする。

(情報の開示の禁止)

第12 乙は、患者及び施設の利用者（以下「患者等」という。）の疾病又は障害に関する個人情報の問い合わせ（患者等本人からの問い合わせを含む。）に対し、当該情報を開示してはならない。